

第8期 加古川市高齢者福祉計画
第7期 加古川市介護保険事業計画

概要版



平成30年3月
加古川市

計画の趣旨等

■計画策定の趣旨・位置付け

我が国の総人口は減少していますが、65 歳以上の高齢者人口の割合は年々増加し、3 割近くが高齢者という状況となっています。

平成 37（2025）年には団塊世代すべてが 75 歳以上となるほか、平成 52（2040）年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供することが目指されています。

本市においても高齢化率の上昇や要支援・要介護認定者数の増加が見込まれ、平成 37（2025）年に向け、これまで推進してきた「地域包括ケアシステム」構築の取組を継承し、更に深化・推進していくことが求められています。

第 8 期加古川市高齢者福祉計画及び第 7 期加古川市介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）は、平成 37（2025）年までの中長期的な視野に立ちながら、高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や目指すべき取組などの方向性を示すものです。

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。

本計画では、それぞれの計画が受け持つ部分を「地域包括ケア計画」と位置付け一体的に策定し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行います。



■介護保険制度の改正の概要

平成 29 年改正法では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目指しています。

地域包括ケアシステム の深化・推進

- (1) 自立支援・重度化防止に向けた
保険者機能の強化等の取組の推進
- (2) 医療・介護の連携の推進等
- (3) 地域共生社会の実現に向けた
取組の推進等

介護保険制度の 持続可能性の確保

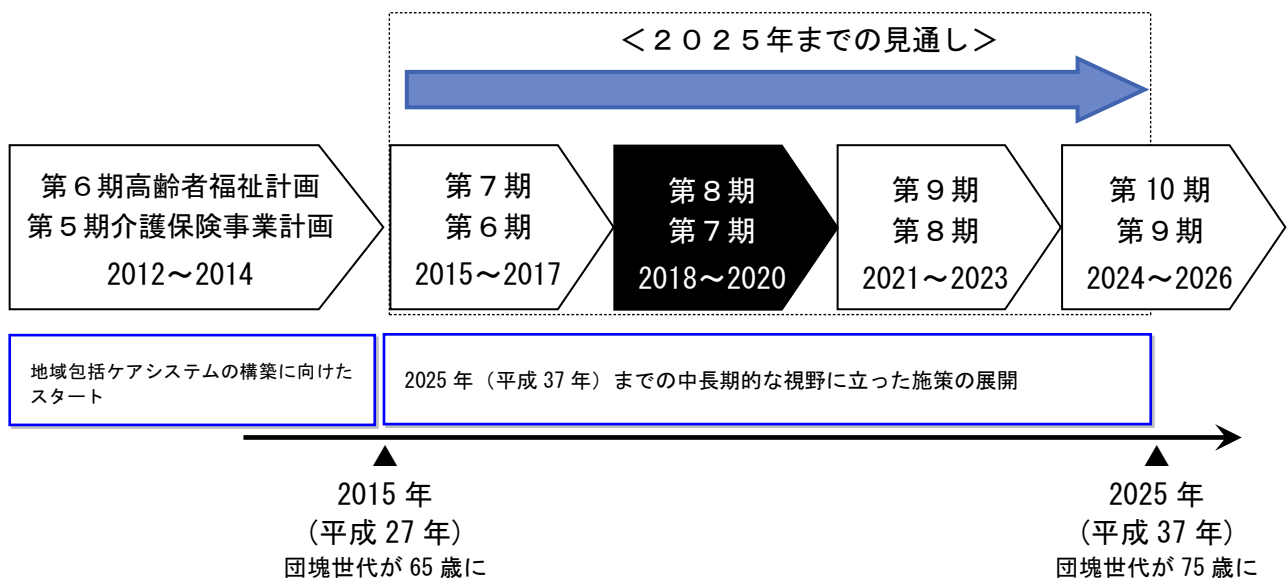
- (4) 2 割負担者のうち特に所得の高い層
の負担割合を 3 割とする
- (5) 介護納付金への総報酬割の導入

※ (1) (2) (3) は平成 30 年 4 月 1 日施行
(4) は平成 30 年 8 月 1 日施行
(5) は平成 29 年 8 月分の介護納付金から適用

計画の期間

計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間です。

本計画以後の計画は、平成 37（2025）年に向け、地域包括ケアシステム実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備などの取組を本格化していくものです。そのため、平成 37（2025）年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



計画の基本理念等

■基本理念

基本理念

住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川

全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、健康寿命の延伸とともに、その人の状態に応じ、人生の終末期を医療機関などだけでなく、在宅での看取りを希望する人には、それを実現していくことが必要となります。そして、地域住民やボランティアなど、身近であたたかみのある支え合いや助け合いが重要となります。

これらを踏まえ、高齢者を取り巻く複雑・多様化した生活課題に対し、きめ細かく対応していくためには、「共助」「公助」といった制度や公的な福祉サービスの充実及び連携に加え、高齢者本人や家族による「自助」及び、地域のネットワークの再編や新たなボランティアの創出など「互助」の支援にも取り組むことが必要となります。

そこで、本計画では「住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの実現に向けた、まちづくりを推進していきます。

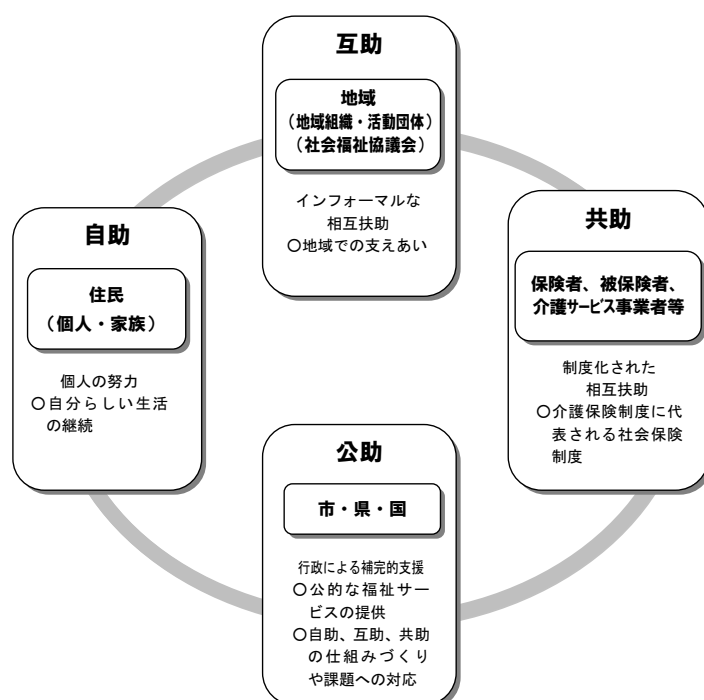
■基本的な視点

基本的な福祉ニーズは、保険制度「共助」や公的福祉サービス「公助」で対応するという原則を踏まえつつ、高齢者自らが生活を支え、自分らしい生活続ける「自助」やボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった「互助」のまちづくりを進めていくことが重要であり、とりわけ、「自助」「互助」については、地域における住民主体の課題解決力を高めていくことがいっそう重要となってきています。

これまでの医療や介護サービスに加え、多様な担い手がそれぞれの役割分担の下、協働により創り上げていくことが必要となります。

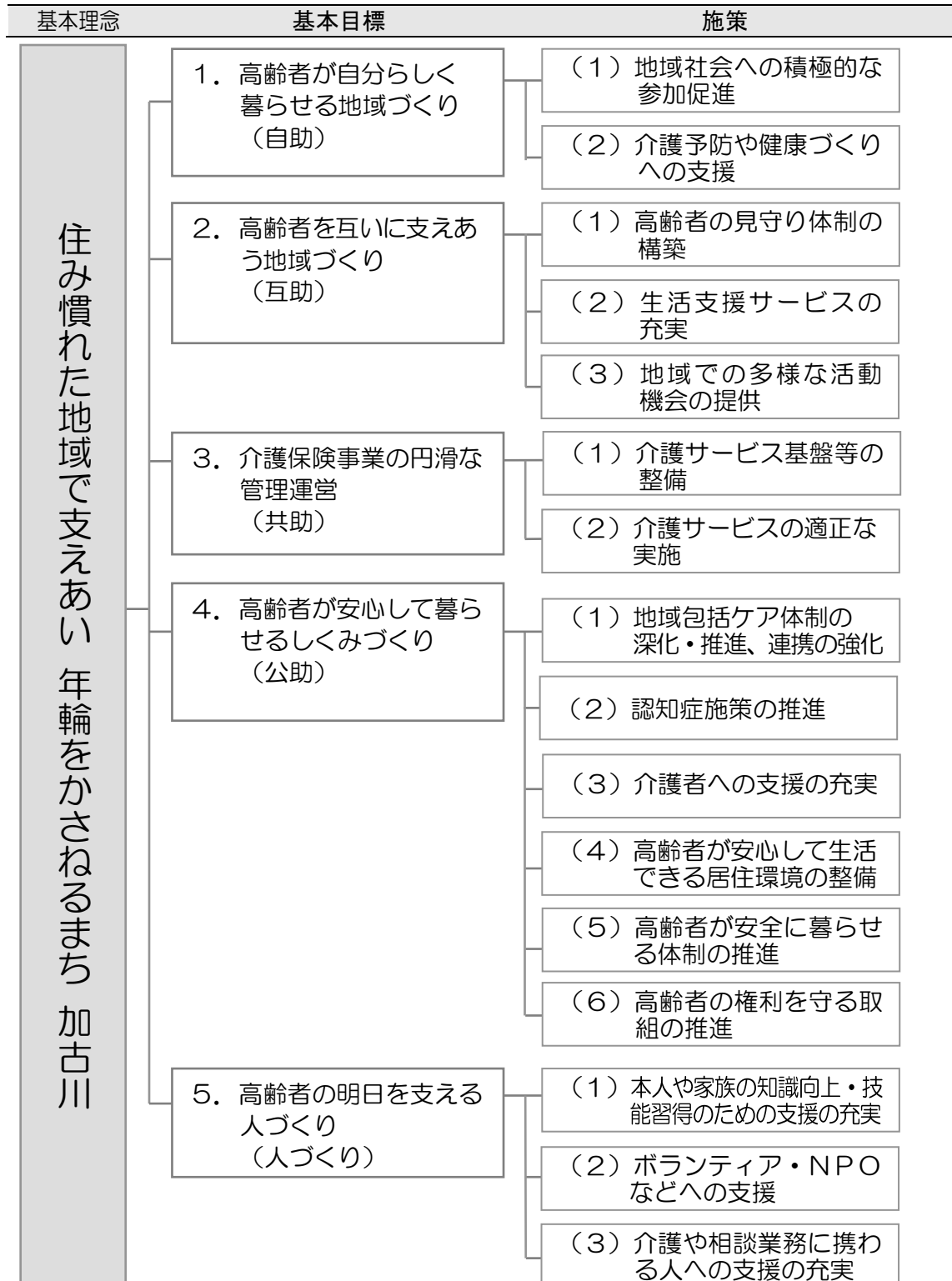
協働によるまちづくりを進めていくためには、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進していくことが重要です。また、その体制づくりの支援として、他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能及び様々な地域課題を「丸ごと」受け止める場を創ることで、地域共生社会の実現に向けて取組を進めていきます。

協働による取組のイメージ



計画の体系

地域包括ケアシステムを構築していくために、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割の下、社会的動向や制度改正などを踏まえた施策を位置付け、さらに全ての施策をより効果的に推進していくための「人づくり」を目標として掲げ、以下の体系で施策を展開していきます。



施策の展開

基本目標 1 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり（自助）

施策（１） 地域社会への積極的な参加促進

No.	項目	事業・取組の内容
①	生涯学習活動の推進	○生涯学習活動に関する調査研究の充実 ○市や他の行政機関、民間各種団体等の実施する高齢者向け講座の情報提供
②	世代間交流の推進	○スポーツやレクリエーションなどを通じた交流機会の創出 ○地域、小中学校区を核とした多様な交流事業、イベントを支援 ○町内会や高齢者組織、PTA、少年団などとの連携強化
③	文化スポーツ活動への参加促進	○市内で行われる各種イベントの情報提供や参加機会の充実 ○高齢者優待情報の把握と提供 ○高齢者の文化・芸術活動の支援 ○気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及促進
④	雇用・就労相談への支援	○ハローワークとの連携等、高齢者の職業相談窓口の充実 ○「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則った制度の普及啓発

施策（２） 介護予防や健康づくりへの支援

No.	項目	事業・取組の内容
①	健康づくり活動への支援	○健康に関する情報提供 ○専門職の派遣等の支援
②	自発的な介護予防活動への支援	○介護予防に関する自主活動への支援 ○介護予防に関する自主活動についての情報提供 ○自主活動する団体の後継者等の育成支援
③	介護予防の推進	○介護予防に関する普及啓発 ○介護予防の集いの場の充実 ○支援を必要とする人の把握・支援 ○口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進 ○理学療法士等のリハビリテーション専門職等との連携

基本目標 2 高齢者を互いに支えあう地域づくり（互助）

施策（１） 高齢者の見守り体制の構築

No.	項目	事業・取組の内容
①	見守りネットワークの構築	○民間事業者との見守り協定の推進 ○地域における支え合い体制の構築 ○見守りカメラと見守りサービスの推進
②	要援護高齢者宅への訪問活動の実施	○高齢者実態調査の実施
③	緊急通報システム事業の充実	○次期システムの調査、研究 ○システム利用者へのニーズ調査 ○利用要件についての調査、研究
④	地域ぐるみの見守り事業への支援	○小地域福祉活動への支援 ○ふれあい・いきいきサロン事業への支援 ○ヘルプカードの周知 ○一人暮らし等高齢者見守り活動事業への補助 ○社会福祉協議会、老人クラブ等の地域団体が実施している事業への支援

施策（２） 生活支援サービスの充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	生活支援サービスシステムの整備	○地域の高齢者支援のニーズや社会資源の状況把握 ○NPOや民間企業など多様な関係機関とのネットワークの構築 ○生活支援コーディネーター配置の推進 ○ポイント制度等の活用検討 ○シニアサポート事業の立ち上げ ○介護予防・生活支援サービス事業の普及啓発 ○地域での生活支援の体制を検討する「ささえあい協議会」（第2層協議体）の運営の支援
②	地域組織などの運営支援・連携強化	○町内会や老人クラブなどの運営支援及び連携強化 ○民生委員・児童委員との連携強化 ○地域組織への福祉制度に関する研修機会の提供や情報提供 ○理学療法士等の専門職による活動支援の基盤づくり

施策（３） 地域での多様な活動機会の提供

No.	項目	事業・取組の内容
①	地域活動の促進	○地域活動の場や仕組みの検討 ○多様化した高齢者ニーズに対応した老人クラブ活動の支援 ○地域敬老事業への支援
②	生きがい対策事業の効果的な実施	○事業への市民・高齢者の声の反映と調査、研究 ○福祉バスの利用支援
③	外出支援の充実	○誰もが移動しやすいまちづくりを目指した交通整備の検討 ○高齢者の運転免許証返納に伴う外出支援策の調査、研究

基本目標 3 介護保険事業の円滑な管理運営（共助）

施策（１） 介護サービス基盤等の整備

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービス基盤等の整備	○高齢者数の増加、医療からの移行、介護離職防止等に対応した計画的な基盤整備 ○施設等の安全性向上を図る事業の実施 ○在宅生活を支える事業者へのインセンティブ付与の検討 ○共生型サービス提供のための支援 ※介護サービス基盤等整備量は別表（13 ページ）

施策（２） 介護サービスの適正な実施

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービスの質の確保・向上	○利用者にとって分かりやすい手段・内容による介護サービス情報の周知 ○介護サービス事業者の情報開示（「介護サービス情報公表システム」の周知等） ○相談対応・解決のための体制
②	要介護認定と介護保険給付費等の適正化	○要介護認定の適正化 ○ケアマネジメント及び介護サービス提供体制の適正化（ケアプランの点検） ○介護報酬請求の適正化（介護給付費通知）
③	介護サービス事業者への指導・監督等	○介護サービス事業者への適切な指導・監査の実施 ○運営推進会議への出席 ○指導・監督を行うための専門性の高い知識を持った職員の確保・育成

基本目標 4 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり（公助）

施策（１） 地域包括ケア体制の深化・推進、連携の強化

No.	項目	事業・取組の内容
①	地域包括支援センターの機能の充実	○地域包括支援センターの人員体制の強化 ○医療、介護、民生委員・児童委員、地域団体との連携強化 ○認知症施策のさらなる推進 ○生活支援体制との連携 ○地域ケア会議による地域課題の抽出、分析及び対応の検討 ○センター間の役割分担・連携を強化 ○個人や世帯の抱える複合的な生活上の課題に対応する相談支援体制の構築 ○自立支援・介護予防の推進
②	医療・介護連携の強化	○医療と介護の連携における拠点づくり ○連携における課題やサービス資源の抽出 ○二次医療圏域内での行政間の連携 ○在宅医療・介護連携による切れ目ない支援の実施 ○終末期における在宅看取りについて、調査研究、事業者及び市民への啓発 ○県の支援のもと、在宅医療の実施に係る体制の整備の検討、関係専門職の人材の確保・養成の推進
③	地域ケア会議の充実	○多職種連携による地域ケア会議の実施（地域課題の発掘、課題解決に向けた施策の展開）
④	ＩＣＴ等を活用した医療と介護の情報連携の充実	○要介護者に関する情報の共有化及び各機関の連携

施策（２） 認知症施策の推進

No.	項目	事業・取組の内容
①	認知症への理解を深めるための普及啓発	○認知症サポーターの養成支援 ○キャラバン・メイトの活動支援
②	認知症の予防	○認知機能の低下の予防の取組に関する調査、研究
③	早期発見、早期受診、早期ケア体制の充実	○認知症早期発見の体制づくり ○認知症初期集中支援チームによる支援の実施 ○認知症サポート医による認知症相談医への支援 ○認知症の診断を受けた人やその家族向けの認知症教室の開催支援 ○認知症の症状や発症予防、軽度認知障害に関する知識の普及啓発 ○「認知症ケアパス」の普及啓発

④	認知症相談・支援体制の充実	○認知症地域支援推進員の複数配置を検討 ○専門職が対応する相談会や身近な地域での相談会の実施 ○認知症教室への支援 ○消費者トラブルに対する消費者行政窓口との連携 ○認知症疾患医療センター及び認知症相談医療機関との連携
⑤	認知症の人や家族を支える地域づくり	○認知症の人や家族の会及びサポーターの会などへの支援 ○認知症の人やその家族の居場所づくりへの支援 ○認知症施策の企画・立案等に認知症の人やその家族の参画を推進
⑥	認知症見守りネットワークの充実	○認知症見守りネットワークの協力者・協力企業の拡充 ○警察をはじめとする関係機関との協力連携体制の強化 ○効率的、効果的な情報提供及び共有化についての検討
⑦	若年性認知症施策の整備	○若年性認知症の理解を深めるための普及啓発の実施 ○認知症相談センターの相談支援の資質の向上 ○若年性認知症の人や家族の居場所づくりの検討 ○若年性認知症の相談窓口の周知 ○若年性認知症の人や家族の会及びサポーターの会などへの支援 ○若年性認知症相談員の配置 ○医療、介護、就労支援などの関係機関や家族会と連携した支援体制の構築 ○ひょうご若年性認知症生活支援相談センターとの連携

施策（３） 介護者への支援の充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護者のつどいの実施	○地域包括支援センターで介護者のつどいを実施 ○介護する家族の心理的な負担や孤立感の軽減
②	介護用品の支給・貸与	○介護用品支給事業の実施 ○短期車いす貸与事業の実施

施策（４） 高齢者が安心して生活できる居住環境の整備

No.	項目	事業・取組の内容
①	生活援助員（ＬＳＡ）などによる見守り体制の充実	○生活援助員（ＬＳＡ）の配置による高齢者住宅等安心確保事業の実施
②	住宅改造への支援	○県補助金を活用した住宅改造費助成事業の実施 ○介護保険制度との一体的な活用支援
③	在宅福祉事業の実施	○訪問理美容サービスへの助成 ○養護老人ホームショートステイの実施 （介護保険サービスの短期入所サービスとは異なります。）
④	住まいの確保	○「加古川市住生活基本計画」、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」などによる高齢者等対応仕様の住宅整備の促進 ○生活支援ハウスの提供

施策（５） 高齢者が安全に暮らせる体制の推進

No.	項目	事業・取組の内容
①	防災・防犯対策の推進	○学習、訓練の機会の提供 ○避難行動要支援者名簿の作成及び地域の支援関係者への情報提供 ○福祉避難所の周知及び拡充 ○非常災害時における介護サービス事業者との連携方法の検討
②	交通安全対策の推進	○高齢者に配慮した安全意識の高揚 ○高齢者の運転免許証返納に対する支援の調査、研究

施策（６） 高齢者の権利を守る取組の推進

No.	項目	事業・取組の内容
①	高齢者虐待防止の推進	○関係団体との連携 ○虐待防止の普及啓発
②	成年後見制度の利用支援	○成年後見制度利用促進基本計画に則った、制度の普及啓発と利用支援 ○権利を守るためのネットワークの構築 ○市民後見人の養成支援 ○（仮称）成年後見支援センターの設置に向けた調査、研究

基本目標 5 高齢者の明日を支える人づくり（人づくり）

施策（１） 本人や家族の知識向上・技能習得のための支援の充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービスや地域資源などの情報提供の体制整備	○広報かこがわや加古川市ホームページなどの活用 ○介護保険ガイドブックなどのパンフレットの作成
②	自分らしい生活が選べる知識の普及啓発	○市民に向けた地域包括ケアシステムについての知識の普及 ○介護サービスや地域資源などの利用に関する知識の普及 ○高齢者サロンなど高齢者が集う場を活用し、健康管理などに関する知識の普及 ○自らが望む終末期の迎え方に関する知識の普及
③	自立支援のための知識や技術習得への支援	○介護に関する技術・知識や健康管理などを学ぶ家族介護講座の実施・拡充

施策（２） ボランティア・NPOなどへの支援

No.	項目	事業・取組の内容
①	ボランティアの育成	○社会福祉協議会、ボランティアセンターなどとの連携 ○高齢者の見守りなどにおけるボランティア活動への支援や積極的な参画への支援 ○高齢者ボランティアの啓発や研修機会の提供などの環境整備 ○介護予防事業サポーターの養成及び研修の開催 ○地域福祉リーダーの養成
②	シルバー人材センターの活動支援	○シルバー人材センターとの連携強化 ○会員数の増加や取り扱う職種の拡充を支援
③	NPOの活動支援	○NPO活動の基盤整備を支援

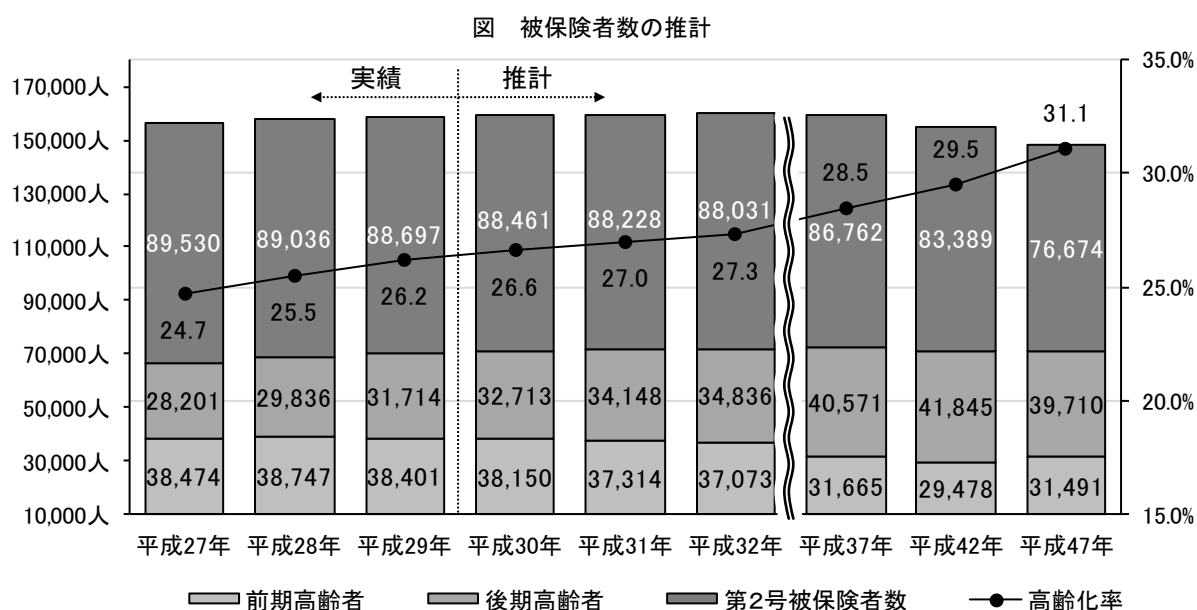
施策（３） 介護や相談業務に携わる人への支援の充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護に携わる人の創出、育成	○サービス提供の担い手の資質の向上・確保 ○就業者のキャリアアップ支援（介護福祉士養成等）、定着化を図る事業の実施 ○介護事業所における看護師の確保に係る支援方策の検討 ○将来の介護人材確保のため、学校教育現場と連携 ○認知症介護研修等の介護事業所運営に必要な研修の独自開催 ○人員不足感の高い職種の育成・就労支援策の実施 ○介護の仕事の魅力の向上を図る取組の推進 ○介護ロボットの活用等による雇用環境改善の取組の促進 ○生活支援サービスの担い手養成研修の開催 ○各種団体の実施する人材創出・育成事業等に対する支援 ○各種団体との連携による介護人材創出のための調査・研究

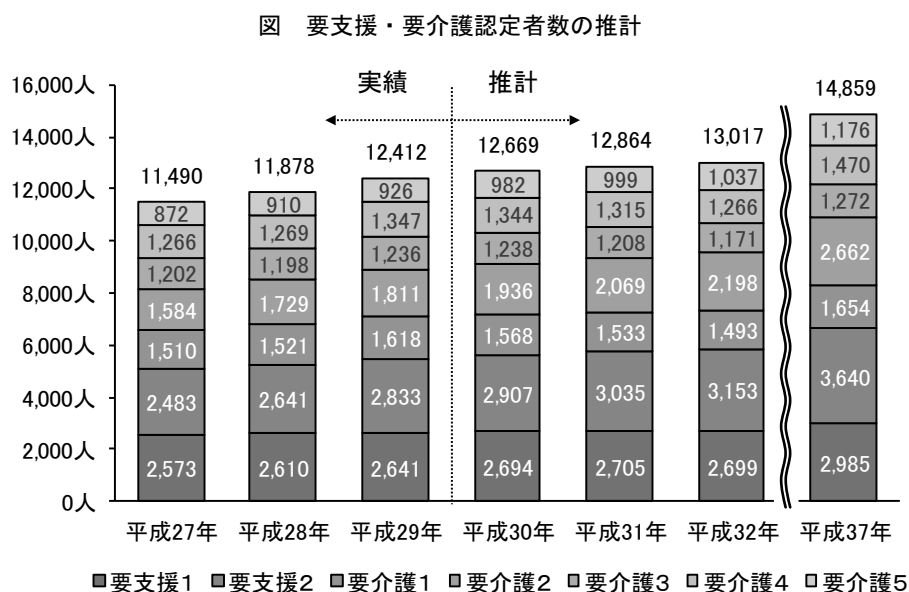
被保険者数および要支援・要介護認定者

本市の被保険者数について、第1号被保険者数(65歳以上)は、平成30(2018)年の70,863人から平成32(2020)年には71,909人となり、1,046人増加する見込みです。その内訳は、前期高齢者が1,077人減少し37,073人になる一方、介護・医療ニーズの高まる後期高齢者が2,123人増加し34,836人になる見込みです。

また、第2号被保険者数(40歳以上65歳未満)は、平成30(2018)年の88,461人から平成32(2020)年には88,031人となり、430人減少するものと見込まれています。



要支援・要介護認定者数は、平成32(2020)年には13,017人に増加するものと見込まれます。それ以降も、さらに増加を続け、平成37(2025)年には、14,859人となることが見込まれます。



介護サービス基盤等の整備

サービス名	整備方針（平成 30～32 年度）
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	合計 140 床整備
介護医療院	介護療養型医療施設からの転換整備
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	合計 54 床整備
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	既存する圏域を除く圏域に 1 か所ずつ整備
（看護）小規模多機能型居宅介護	合計 5 か所整備（サテライト事業所は左記に含まず整備可）
認知症対応型通所介護	尾上町、別府町、東神吉町・西神吉町・米田町圏域以外に 6 か所整備
地域密着型通所介護	圏域の指定をせずに整備（ただし、一定の制限を越えた場合、整備を制限する。）
混合型特定施設	ケアハウス：30 人分整備 サービス付き高齢者向け住宅：50 人分整備 養護老人ホーム：185 人分整備
軽費老人ホーム（ケアハウス）	合計 30 床整備

介護保険事業費の推計

(単位：千円)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
介護給付費	居宅サービス	5,889,782	6,003,053	6,087,454	17,980,289
	地域密着型サービス	3,550,058	3,625,528	3,996,241	11,171,827
	居宅介護支援	675,600	685,937	694,031	2,055,568
	施設サービス	4,049,689	4,229,359	4,395,983	12,675,031
	福祉用具購入	17,547	17,816	18,026	53,389
	住宅改修	52,603	53,407	54,038	160,048
予防給付費	介護予防サービス	717,558	728,536	737,133	2,183,227
	地域密着型介護予防サービス	54,029	54,856	55,503	164,388
	介護予防支援	123,951	125,848	127,333	377,132
	福祉用具購入	12,177	12,363	12,509	37,049
	住宅改修	65,046	66,041	66,820	197,907
高額介護サービス費		369,506	375,159	379,586	1,124,251
高額医療合算介護サービス費		473,786	481,034	486,711	1,441,531
特定入所者介護サービス費		48,052	48,787	49,363	146,202
審査支払手数料		14,732	14,957	15,134	44,823
計<A>		16,114,116	16,522,681	17,175,865	49,812,662
一定以上所得者の影響額 		9,024	13,218	13,741	35,983
報酬改定影響額<C=(A-B)*0.54%>		86,967	89,151	92,675	268,793
消費税影響<D=(A-B+C)*0.4%>		0	33,197	69,019	102,216
消費税影響（処遇改善）<D'=(A-B+C*2%)>		0	165,986	345,096	511,082
計（標準給付費） <E=A-B+C+D+D'>		16,192,059	16,797,797	17,668,914	50,658,770
地域支援事業費 <F>		1,064,267	1,090,661	1,111,929	3,266,857
保険料の算定にかかる事業費の総額 <E+F>		17,256,326	17,888,458	18,780,843	53,925,627

所得段階別介護保険料

所得段階	対 象 者	保険料の調整率	年額保険料 (平成 30～32 年度)
第 1 段階	①生活保護を受けている人 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市県民税非課税の人 ③世帯全員が市県民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が 80 万円以下の人	基準額 × 0.45※	28,000 円
第 2 段階	世帯全員が市県民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 × 0.7	43,600 円
第 3 段階	世帯全員が市県民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が 120 万円を超える人	基準額 × 0.75	46,800 円
第 4 段階	本人は市県民税非課税だが、同じ世帯に市県民税課税の人がいる場合で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が 80 万円以下の人	基準額 × 0.85	53,000 円
第 5 段階	本人は市県民税非課税だが、同じ世帯に市県民税課税の人がいる場合で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が 80 万円を超える人	基準額	62,400 円
第 6 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 60 万円未満の人	基準額 × 1.05	65,500 円
第 7 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 60 万円以上 120 万円未満の人	基準額 × 1.2	74,800 円
第 8 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 160 万円未満の人	基準額 × 1.25	78,000 円
第 9 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 160 万円以上 200 万円未満の人	基準額 × 1.3	81,100 円
第 10 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額 × 1.5	93,600 円
第 11 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額 × 1.7	106,000 円
第 12 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額 × 1.85	115,400 円
第 13 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額 × 2.0	124,800 円
第 14 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人	基準額 × 2.1	131,000 円
第 15 段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人	基準額 × 2.2	137,200 円

※第 1 段階は公費負担による軽減により保険料が調整されています。

第 8 期加古川市高齢者福祉計画・第 7 期加古川市介護保険事業計画 概要版 平成 30 年 3 月

加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課 介護保険課 健康課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 TEL : 079-427-9123 FAX : 079-424-1322